#### 公立大学法人滋賀県立大学における大学発ベンチャー企業取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公立大学法人滋賀県立大学(以下「本学」という。)における大学発 ベンチャー企業(以下「滋賀県立大学発ベンチャー」という。)の適正な支援を図るため に必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において滋賀県立大学発ベンチャーとは、次の各号のいずれかに該当し、 理事長が第3条に規定する認定を行ったものをいう。
  - (1) 本学の学生(卒業または修了の日から3年以内に次条の申請を行う者を含む)が代表者となり、または公立大学法人滋賀県立大学職員兼業規程に基づき役員兼業の許可を受けた本学の教職員が関与し、本学が所有する特許権等の知的財産権をもとにした新たな技術やビジネスモデルを用いて起業される営利を目的とした企業
  - (2) 本学の学生(卒業または修了の日から3年以内に次条の申請を行う者を含む)が代表者となり、または公立大学法人滋賀県立大学職員兼業規程に基づき役員兼業の許可を受けた本学の教職員が関与し、本学で達成された研究成果もしくは習得した技術または本学が支援する地域貢献活動で得た知識・経験をもとにした新たな技術やビジネスモデルを用いて起業される営利を目的とした企業

(認定)

- 第3条 設立予定の企業について滋賀県立大学発ベンチャーの認定を受けようとする場合、 設立予定の企業の代表者となる者(以下「代表予定者」という。)は、様式第1号に必要 書類を添えて理事長に申請するものとする。
- 2 理事長は、前項の申請があったときは、研究推進委員会の意見を踏まえ、滋賀県立大学発ベンチャーとしての適否を決定するものとする。
- 3 理事長は、様式第2号により申請者に滋賀県立大学発ベンチャーとしての適否を通知 するものとする。
- 4 理事長は、第2項に基づき滋賀県立大学発ベンチャーに適合すると決定された設立予 定の企業が次の各号のすべてを満たした場合、滋賀県立大学発ベンチャーに認定し、様 式第3号により認定書を交付するものとする。
  - (1) 第2項で適合すると決定された申請内容に基づき起業すること
  - (2) 起業後、速やかに商業・法人登記簿謄本等の写しを提出すること。なお、個人事業者にあっては、事業を開始した日が確認できる書類(所得税法第229条に基づき、税務署長に提出された「開業の届け出」(税務署受付印のあるもの)) の写しを提出すること
  - (3) 起業後、速やかに様式第 11 号の誓約書を提出すること

5 認定期間は、設立の日から原則3年とする。ただし、理事長が必要と認めた場合には、 更に最大2年まで認定期間を延長することができる。

(申請の条件)

- 第4条 第3条第1項の申請は、次の各号のすべてを満たす場合に行うことができる。
  - (1) 第2条に掲げるいずれかに該当する企業の起業にかかる申請であること
  - (2) 公序良俗に反しないこと
  - (3) 名誉棄損、誹謗中傷、業務妨害等のおそれがないこと
  - (4) 本学が定める諸規則および各種法令を遵守すること

(本学の責任)

第5条 第3条の認定は、本学に何ら法的責任を生じさせるものではない。

(申請内容の変更)

第6条 滋賀県立大学発ベンチャーは、第3条に規定する認定を受けた後、申請内容に変更が生じたときは、様式第4号により速やかに理事長に届け出るものとする。

(便宜措置)

- 第7条 本学は、認定期間中に限り、滋賀県立大学発ベンチャーに対し、本学の管理運営 および教育研究に支障のない範囲において、次の措置を講ずることができるものとする。
  - (1) 本学の施設・設備の使用に便宜を図ること
  - (2) 本学が所有する知的財産権の使用に便宜を図ること
  - (3) 本学の施設を借り受ける場合において、登記の住所を当該施設の住所とすること
  - (4) 郵便物の収受に便宜を図ること
  - (5) 本学の教職員による他企業等への紹介を行うこと
  - (6) 本学の広報誌等で広報すること
  - (7) その他、理事長が必要と認めること
- 2 前項の措置を希望する場合、代表予定者または滋賀県立大学発ベンチャーは、様式第 5号により理事長に申請するものとする。
- 3 理事長は、前項の申請があったときは、申請者との協議および研究推進委員会の意見 を踏まえ、必要に応じて措置を講ずるものとする。
- 4 理事長は、様式第6号により申請者にその旨を通知するものとする。
- 5 業績が良好に推移するなど、措置期間中に相当の利益が生じた場合は、便宜措置について協議するものとする。

(事業報告)

第8条 滋賀県立大学発ベンチャーは、事業年度終了の日の翌日から2か月以内に様式第7号に直近の事業年度の決算書の写しおよび税務申告書の写しを添えて理事長に事業報告を行わなければならない。

(認定の解除)

- 第9条 第3条の認定の解除を希望する場合、滋賀県立大学発ベンチャーは、様式第8号 により理事長に申し出るものとする。
- 2 理事長は、前項の申出があったときは、直ちにこれを認めるものとし、様式第9号により申出者にその旨を通知するものとする。

(認定の取消し)

- 第10条 理事長は、滋賀県立大学発ベンチャーが次の第1号、第3号または第4号のいずれかに該当するときは、滋賀県立大学発ベンチャーの認定の取消しを行うものとする。 なお、第2号および第5号に該当する場合は、研究推進委員会の意見を踏まえ、認定の取消しの可否を決定するものとする。
  - (1) 企業活動の実態がなくなったとき
  - (2) 第4条に掲げる条件のいずれかを満たさないと理事長が判断したとき
  - (3) 第8条に規定する事業報告を拒否したとき
  - (4) 滋賀県立大学発ベンチャー、代表者もしくは役員、または滋賀県立大学発ベンチャーの経営に実質的に関与している者が次のいずれかに該当するとき
    - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)であると認められるとき
    - イ 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)であると認められるとき
    - ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える 目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき
    - エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき
    - オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる とき
    - カ 暴力団、暴力団員または前記ウから才までのいずれかに該当する者であることを 知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき
  - (5) その他の理由により、滋賀県立大学発ベンチャーとしての認定を維持することが適当でないと理事長が判断したとき
- 2 認定の取消しを行う場合、理事長は、様式第 10 号により滋賀県立大学発ベンチャーに その旨を通知するものとする。
- 3 前項による認定の取消しを受けた滋賀県立大学発ベンチャーは、当該取消しを受けた 日以降、滋賀県立大学発ベンチャーとして認定を受けていた事実を事業に使用してはな らない。

(事務)

第11条 滋賀県立大学発ベンチャーにかかる事務は地域連携・研究支援課において行う。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、要綱の実施に関して必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年8月6日から施行する。

# 認定申請書

年 月 日

公立大学法人滋賀県立大学 理事長 様

住 所:

氏 名: (代表予定者) 印

連絡先: E-mail:

公立大学法人滋賀県立大学における大学発ベンチャー企業取扱要綱第3条第1項の規定 により、下記のとおり滋賀県立大学発ベンチャーの認定を申請します。

なお、申請にあたり、公立大学法人滋賀県立大学における大学発ベンチャー企業取扱要綱その他貴学が定める諸規則および法令を遵守することを誓約します。

記

<ul> <li>1 設立予定の企業の名称</li> <li>2 設立予定の企業の所在地</li> <li>3 設立予定の企業の代表予定者名</li> <li>4 設立予定の企業の代表予定者の区分</li> <li>5 設立予定の企業の電話番号</li> <li>6 設立予定の企業のメールアドレス</li> <li>7 設立予定日</li> <li>8 事業開始予定日</li> <li>9 資本の予定額(または出資の予定総額)</li> <li>10 設立予定の企業の役員数等</li> <li>11 設立予定の企業の常時使用従業員数等</li> <li>12 設立予定の企業の事業の形態</li> <li>13 設立予定の企業の事業の形態</li> <li>14 設立予定の企業の事業の概要</li> <li>15 設立予定の企業で事業化しようとする研</li> </ul>			
3 設立予定の企業の代表予定者名         4 設立予定の企業の代表予定者の区分         5 設立予定の企業の電話番号         6 設立予定の企業のメールアドレス         7 設立予定日         8 事業開始予定日         9 資本の予定額(または出資の予定総額)         10 設立予定の企業の役員数等         11 設立予定の企業の常時使用従業員数等         12 設立予定の企業の事業の形態         13 設立予定の企業の事業の分野         14 設立予定の企業の事業の概要	1	設立予定の企業の名称	
4 設立予定の企業の代表予定者の区分 5 設立予定の企業の電話番号 6 設立予定の企業のメールアドレス 7 設立予定日 8 事業開始予定日 9 資本の予定額(または出資の予定総額) 10 設立予定の企業の役員数等 11 設立予定の企業の常時使用従業員数等 12 設立予定の企業の事業の形態 13 設立予定の企業の事業の分野 14 設立予定の企業の事業の概要	2	設立予定の企業の所在地	
5 設立予定の企業の電話番号         6 設立予定の企業のメールアドレス         7 設立予定日         8 事業開始予定日         9 資本の予定額(または出資の予定総額)         10 設立予定の企業の役員数等         11 設立予定の企業の常時使用従業員数等         12 設立予定の企業の事業の形態         13 設立予定の企業の事業の分野         14 設立予定の企業の事業の概要	3	設立予定の企業の代表予定者名	
6 設立予定の企業のメールアドレス 7 設立予定日 8 事業開始予定日 9 資本の予定額(または出資の予定総額) 10 設立予定の企業の役員数等 11 設立予定の企業の常時使用従業員数等 12 設立予定の企業の事業の形態 13 設立予定の企業の事業の分野 14 設立予定の企業の事業の概要	4	設立予定の企業の代表予定者の区分	
7 設立予定日         8 事業開始予定日         9 資本の予定額(または出資の予定総額)         10 設立予定の企業の役員数等         11 設立予定の企業の常時使用従業員数等         12 設立予定の企業の事業の形態         13 設立予定の企業の事業の分野         14 設立予定の企業の事業の概要	5	設立予定の企業の電話番号	
8 事業開始予定日         9 資本の予定額(または出資の予定総額)         10 設立予定の企業の役員数等         11 設立予定の企業の常時使用従業員数等         12 設立予定の企業の事業の形態         13 設立予定の企業の事業の分野         14 設立予定の企業の事業の概要	6	設立予定の企業のメールアドレス	
9 資本の予定額(または出資の予定総額)         10 設立予定の企業の役員数等         11 設立予定の企業の常時使用従業員数等         12 設立予定の企業の事業の形態         13 設立予定の企業の事業の分野         14 設立予定の企業の事業の概要	7	設立予定日	
10 設立予定の企業の役員数等       11 設立予定の企業の常時使用従業員数等       12 設立予定の企業の事業の形態       13 設立予定の企業の事業の分野       14 設立予定の企業の事業の概要	8	事業開始予定日	
11 設立予定の企業の常時使用従業員数等       12 設立予定の企業の事業の形態       13 設立予定の企業の事業の分野       14 設立予定の企業の事業の概要	9	資本の予定額(または出資の予定総額)	
12 設立予定の企業の事業の形態       13 設立予定の企業の事業の分野       14 設立予定の企業の事業の概要	10	設立予定の企業の役員数等	
13 設立予定の企業の事業の分野 14 設立予定の企業の事業の概要	11	設立予定の企業の常時使用従業員数等	
14 設立予定の企業の事業の概要	12	設立予定の企業の事業の形態	
	13	設立予定の企業の事業の分野	
15 設立予定の企業で事業化しようとする研	14	設立予定の企業の事業の概要	
	15	設立予定の企業で事業化しようとする研	
究成果等の概要		究成果等の概要	

16	要綱第2条各号該当の状況	要綱第2条	
		□第1号	□第2号
17	16 の説明		
18	企業設立に向けた準備活動状況およびス		
	ケジュール		
19	設立予定の企業に対する便宜措置の希望	□有	□無
	の有無		

※現時点で記載しがたい項目がある場合は、予定で記載のこと

※記載欄に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記入し、説明資料を添付すること

#### 【各項目の記入要領】

- (1)「4 設立予定の企業の代表予定者の区分」については、以下の中から選択して記入すること
  - 「学生(卒業または修了の日から3年以内に認定申請を行う者を含む)」、「その他」 ※学生については、在籍している学部学科等も記入すること。また、卒業者または修 了者は、併せて卒業等の年月日も記入すること
  - ※その他の者については、本学や本学の教職員との関係も記入すること
- (2)「10 設立予定の企業の役員数等」「11 設立予定の企業の常時使用従業員数等」については、人数の他、その者の所属・氏名・設立予定の企業における役職も記入すること
  - 例) 〇〇取締役 〇〇 〇〇(氏名) 〇〇学部 教授 等
- (3)「12 設立予定の企業の事業の形態」については、以下の例を参考として記入すること例)「株式会社」、「合同会社(LLC)」、「有限責任事業組合(LLP)」、「企業組合」、「協業組合」、「事業協同組合」、「事業協同小組合」、「個人事業者」
- (4)「13 設立予定の企業の事業の分野」については、以下の中から選択して記入すること IT (ソフト、ハード)、バイオ・医療、環境、素材・材料、機械・装置、その他 ※その他については、適当な分野を記入すること
- (5)「14 設立予定の企業の事業の概要」については、今後5か年の事業計画および収支見込みも記入すること
- (6)「16 要綱第2条各号該当の状況」については、以下の中から選択してチェックすること
  - 第1号 本学の学生(卒業または修了の日から3年以内に認定申請を行う者を含む) が代表者となり、または公立大学法人滋賀県立大学職員兼業規程に基づき役員 兼業の許可を受けた本学の教職員が関与し、本学が所有する特許権等の知的財 産権をもとにした新たな技術やビジネスモデルを用いて起業される営利を目的 とした企業
  - 第2号 本学の学生(卒業または修了の日から3年以内に認定申請を行う者を含む) が代表者となり、または公立大学法人滋賀県立大学職員兼業規程に基づき役員 兼業の許可を受けた本学の教職員が関与し、本学で達成された研究成果もしく は習得した技術または本学が支援する地域貢献活動で得た知識・経験をもとに した新たな技術やビジネスモデルを用いて起業される営利を目的とした企業
- (7)「17 16の説明」には、特許権等の場合は発明者とその所属も記入すること
- (8)「19 設立予定の企業に対する便宜措置の希望の有無」で「有」にチェックした場合は、 「便宜措置申請書(様式第5号)」を併せて提出すること

#### 結果通知書

年 月 日

様

公立大学法人滋賀県立大学 理事長

公立大学法人滋賀県立大学における大学発ベンチャー企業取扱要綱第3条第3項の規定 により、次のとおり通知します。

記

設立予定の企業は滋賀県立大学発ベンチャーに適合する。

ただし、「認定」は以下のすべての条件が満たされた場合とする。

- ・今回、適合すると決定した申請内容に基づき起業すること
- ・起業後は、速やかに商業・法人登記簿謄本等の写しを提出すること。なお、個人事業者の場合は、事業を開始した日が確認できる書類(所得税法第229条に基づき、税務署長に提出された「開業の届け出」(税務署受付印のあるもの))の写しを提出すること
- ・起業後は、速やかに様式第11号の誓約書を提出すること

# 結果通知書

年 月 日

様

公立大学法人滋賀県立大学 理事長

公立大学法人滋賀県立大学における大学発ベンチャー企業取扱要綱第3条第3項の規定 により、次のとおり通知します。

記

設立予定の企業は滋賀県立大学発ベンチャーに適合しない。 (理由: )

# 認定書

名 称

代表者

公立大学法人滋賀県立大学における大学発ベンチャー企業取扱要綱第3条第4項の規定に基づき滋賀県立大学発ベンチャーに認定します。

年 月 日

公立大学法人滋賀県立大学

理事長

- ※貴社の製品、サービス等の内容および品質を滋賀県立大学が保証するものではありません。貴社の製品、サービス等の内容および品質を保証するために貴社が本認定を使用することはできません。
- ※本認定を受けた事実を事業に使用したことによって生じた損失および損害について、滋 質県立大学は、いかなる法的責任も負わないものとします。
- ※公立大学法人滋賀県立大学における大学発ベンチャー企業取扱要綱その他本学が定める 諸規則および法令を遵守すること

# 申請内容変更届出書

									年	月	日
1	公立大学法人滋賀県	<b>見</b> 立大学									
	理事長	様									
								_			
						認定番号 所在地		号			
						商号					
					代表者	られている。 1時・氏名					印
						連絡先	; :				
						E-mai	:				
公立大学法人滋賀県立大学における大学発ベンチャー企業取扱要綱第6条第1項の規定 により、下記のとおり届出を行います。											
				i	記						
1	変更年月日	年	月	日							
2	変更内容	変更前:									
		変更後:									
3	証明書類										
	□ 登記簿謄本										
	□ その他										
	※変更内容等が分かる書類を添えて提出すること(コピーでも可)										

# 便宜措置申請書

匥	月	н
<del>-</del>		

公立大学法人滋賀県立大学 理事長 様

認定番号:第 号(設立予定の場合は記入不要)

所在地: (設立予定の場合は代表予定者住所)

商 号: (設立予定の場合は記入不要)

代表者職・氏名: (設立予定の場合は代表予定者氏名) 印

連絡先: E-mail:

公立大学法人滋賀県立大学における大学発ベンチャー企業取扱要綱(以下「要綱」という。)第7条第2項の規定により、下記のとおり便宜措置を申請します。

記

1項関係)		
を図ること		
設備	)	
用に便宜を図るこ	ع:	
	)	
おいて、その期間	中のみ登記の住所を	当該施設の住所と
の紹介を行うこと		
	)	
	を図ること 設備 用に便宜を図るこ おいて、その期間	を図ること 設備 ) 用に便宜を図ること ) おいて、その期間中のみ登記の住所を

※希望する項目に☑をつけること(複数可)

# 便宜措置結果通知書

年 月 日

様

(認定番号:第 号)

公立大学法人滋賀県立大学 理事長

公立大学法人滋賀県立大学における大学発ベンチャー企業取扱要綱(以下「要綱」という。)第7条第4項の規定により、次のとおり通知します。

記

認定期間中、要綱第7条第1項第 号の便宜措置を講ずる。

ただし、業績が良好に推移するなど、措置期間中に相当の利益が生じた場合は、便宜措置について協議することとする。

# 便宜措置結果通知書

年 月 日

様

(認定番号:第 号)

公立大学法人滋賀県立大学 理事長

公立大学法人滋賀県立大学における大学発ベンチャー企業取扱要綱(以下「要綱」という。)第7条第4項の規定により、次のとおり通知します。

記

下記の理由により、要綱第7条第1項第 号の便宜措置を講じない。 (理由: )

# 事業報告書

ᆂ		
年	Э	

公立大学法人滋賀県立大学 理事長 様

認定番号:第 号

所在地:

商 号:

代表者職・氏名: 印

連絡先: E-mail:

公立大学法人滋賀県立大学における大学発ベンチャー企業取扱要綱第8条の規定により、 報告します。

記

- 1 商 号:
- 2 代表者職・氏名:
- 3 所在地:
- 4 連絡先:
- 5 活動状況:

#### 提出書類

- □直近の事業年度の決算書の写しおよび税務申告書の写し
- 口その他、必要と認められるもの
- ※直近の事業年度の決算書の写しおよび税務申告書の写しは必ず提出すること
- ※該当する項目に☑をすること

# 認定解除申出書

年 月 日

公立大学法人滋賀県立大学 理事長 様

認定番号:第 号

所在地:

商 号:

代表者職・氏名: 印

連絡先: E-mail:

公立大学法人滋賀県立大学における大学発ベンチャー企業取扱要綱第9条第1項の規定 により、滋賀県立大学発ベンチャーの認定解除をお願いします。

# 認定解除通知書

年 月 日

様

(認定番号:第 号)

公立大学法人滋賀県立大学 理事長

公立大学法人滋賀県立大学における大学発ベンチャー企業取扱要綱第9条第2項の規定 により、滋賀県立大学発ベンチャーの認定を解除します。

# 認定取消し通知書

年 月 日

様

(認定番号:第 号)

公立大学法人滋賀県立大学 理事長

公立大学法人滋賀県立大学における大学発ベンチャー企業取扱要綱(以下「要綱」という。)第10条第2項の規定により、次のとおり通知します。

記

要綱第10条第1項第 号に該当することが認められるため、滋賀県立大学発ベンチャーの認定を取り消す。

# 誓約 書

公立大学法人滋賀県立大学理事長

様

私は、公立大学法人滋賀県立大学が滋賀県暴力団排除条例の趣旨および公立大学法人滋賀県立 大学における反社会的勢力に対する基本方針にのっとり、大学の事務または事業から暴力団員ま たは暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除していることを承知したうえで、下 記の事項について誓約します。

なお、公立大学法人滋賀県立大学が必要と認める場合は、本誓約書を滋賀県警察本部に提供することに同意します。

記

- 1 私または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
  - (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - (2) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
  - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的 もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
  - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不 当に利用するなどしている者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体 または個人ではありません。
- 3 企業活動にあたっては、滋賀県暴力団排除条例を遵守します。

年 月 日

所 在 地

商号

(ふりがな)

代表者職・氏名

囙

〔代表者の生年月日・性別〕

生年月日 年 月 日 ・ 性別(男・女)